

お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご利用ください！

消費税 インボイスセミナー開催！

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。インボイス制度は「適格請求書」等の保存が消費税の仕入税額控除の要件となるため新たに「適格請求書」の準備及び受け取った際の確認が必要です。この制度は、**課税事業者、免税事業者関係なく全ての事業者に係わるもの**で、非常に重要な内容の研修となりますので、経営者様及び経理責任者様におかれましてはぜひご参加ください。申込は商工会各本支所までご連絡ください。

講師	平阪智昭税理士事務所 税理士 平阪智昭 氏	
期日	12月7日(火)	【会場】 奥飛騨総合文化センター
		【時間】 午後1時～午後3時
内容	○インボイス制度について ○売り手側の対応 ○免税事業者の注意点 他	【会場】 高山北商工会館
		【時間】 午後6時～午後8時
		○登録申請、制度開始について ○買い手側の対応

○インボイス制度とは…？

インボイス制度を説明する前に消費税の計算方法について説明します。

消費税は課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(仕入税額控除といいます)計算します。

$$\text{消費税} = \text{課税売上に係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額(仕入税額)} \rightarrow \text{仕入税額控除}$$

その仕入税額控除と認められるための要件が令和5年10月より適格請求書(いわゆるインボイス)等の保存となります。また、適格請求書(インボイス)を発行するためには課税事業者となり制度への登録を行う必要があります。

○インボイス制度が始まることで起こり得る影響

適格請求書(インボイス)を発行するためには現在の免税事業者(年間売上1,000万円以下の事業者)も含めて課税事業者となりインボイス制度へ登録する必要があります。しかし免税事業者が課税事業者となった場合、以前までは免除されていた消費税を納めなければならなくなります。課税事業者にとっては登録事業者以外との取引は仕入税額控除を受けることができないため消費税の納付額が増える可能性があります。そのため各業種ごとに以下のような影響が考えられます。

【建設業の場合】

元請業者が課税事業者の場合、仕事の発注がインボイスの登録事業者を優先される。

【飲食店の場合】

課税事業者が行う接待や宴会でよく利用されている飲食店でインボイスを発行できない場合、課税事業者から接待や宴会での利用を避けられる。

上記はほんの一例にしかすぎず、大小の違いはあれど影響の無い事業者はいない程の大きな制度改正ですので、経営者の皆様はインボイス制度についてご理解いただき、自社ではどのような対応が必要か考える機会としていただけたら幸いです。

『困ったなあ』『どうしよう』
そのお悩みをお聞かせください。
丹生川 78-2002 / 上宝 86-2354
高山北商工会本所
TEL: 0577-72-4130
FAX: 0577-72-4514

日本政策金融公庫金利情報
マル経貸付 1.21%
(R3.11.9 現在)

商工会のWEBセミナー
高山北商工会HP
ID: 2032
PW: 2032
経営に役立つ
情報満載無料の
ぜひご覧ください!!